

2022年3月18日  
株式会社セドナエンタープライズ  
代表取締役社長 小杉 裕之

### 消費者庁による措置命令に基づくお知らせとお詫び

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、弊社は不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」といいます。）第7条第1項に基づく消費者庁の措置命令（令和4年3月15日付）に従い、一般消費者の皆様への誤認を排除するため、次の通りお知らせいたします。

#### 1. 本件の概要

弊社は「脱毛ラボ ホームエディション」と称する商品（以下「本件商品」といいます。）を一般消費者の皆様へ販売するに当たり、「脱毛ラボ通販イーラボ公式ストア」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」といいます。）において、例えば、令和3年2月15日から同年3月14日までの間、時計のイラストと共に、「期間限定3/14（日）まで」、「脱毛ラボHome Editionに乗り換えで最大45%OFF!」及び「乗り換え割って？ 不要になった脱毛機 ※光脱毛器・レーザー脱毛器のみ 除毛マシーンやシェーバーは不可 or 脱毛サロン会員証 ※脱毛ラボ以外 を送ること で・・・ 3/14まで レビュー投稿で45<sup>\*2</sup>%OFFで脱毛ラボ Home Edition（新古品<sup>\*3</sup>）を購入できる超おトクなサービスです!」等と表示するなど、あたかも、表示された期限までに、「乗り換え割」と称するサービス（以下「乗り換え割」といいます。）を利用して新古品を購入した場合に限り、光脱毛器若しくはレーザー脱毛器又は弊社以外の脱毛サロンの会員証若しくは契約書を送付すれば代金の30%相当額の現金キャッシュバックが適用され、さらに、レビューを投稿すれば代金の15%又は20%相当額のポイントが付与されるかのように表示しておりました。

しかし、実際には、表示された期限後に「乗り換え割」を利用して新古品を購入した場合であっても、光脱毛器若しくはレーザー脱毛器又は弊社以外の脱毛サロンの会員証若しくは契約書を送付すれば代金の30%相当額の現金キャッシュバックが適用され、さらに、レビューを投稿すれば代金の15%又は20%相当額のポイントが付与されるものであります。

また、例えば、令和3年5月10日に、時計のイラストと共に、「限定5/10（月）23:59まで ケア4点セット13,728円相当プレゼント+最大1,000円ポイント進呈」等と表示するなど、あたかも、表示された期限までに本件商品を購入した場合に限り、表示されたプレゼントが提供されるとともに、700円相当のポイントが付与され、さらに、レビューを投稿すれば300円相当のポイントが付与されるかのように表示しておりました。

しかし、実際には、表示された期限後に本件商品を購入した場合であっても、700円

相当のポイントが付与され、さらに、レビューを投稿すれば300円相当のポイントが付与されるものであり、また、表示されたプレゼントは、1日又は3日の間隔で繰り返し提供されるものであります。

これらの表示は、それぞれ、本件商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものでした。

## 2 措置命令の概要

- ① 景品表示法に違反する不当な表示を行っていたことについて、一般消費者に周知徹底すること。
- ② 役員及び従業員に措置命令の内容を周知し、再発防止策を講じること。
- ③ 今後、同様の表示を行わないこと。

## 3. 今後の対応

弊社といたしましては、今回の措置命令を真摯に受け止め、広告表示のチェックにおける社内基準を厳格化すると共に、これまで以上に景品表示法に関する社内コンプライアンス研修などを実施し、再発防止に努めてまいります。さらにコンプライアンスおよびガバナンス強化を図るため、速やかに新たな経営体制を構築いたします。

この度はこのような事態を招いてしまいましたことを深くお詫び申し上げますと共に、今回の消費者庁の措置命令を真摯に受け止め、今後このようなことが起きないように先述の再発防止策に取り組み、皆様からの信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上

※本件に関するお問い合わせは、以下の連絡先までお願い申し上げます。

EC 通販で商品ご購入のお客様 お問い合わせ先	サロンの会員様 お問い合わせ先	報道関係者の方 お問い合わせ先
e-labo コールセンター 電話：0120-116-815	脱毛ラボコールセンター 電話：0120-2626-17	株式会社セドナエンタープライズ 広報担当 電話：03-6892-9336